第三百四十四号

令和五年

一月十二日

曜 日

木

目 次

告 示

○開発行為に関する工事の完了について	○公共測量の終了(三件)一○	○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見一○	○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出九	○一般競争入札について
--------------------	----------------	----------------------------------	-----------------------------	-------------

告 示

山梨県告示第一号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

三まで、三〇三の乙、三〇四から三〇七まで、三一五の一、三一六、三五一の三 林。)、二七一地先・二七三地先・二九六地先・二九八地先(以上四筆地先国有林。 九まで、二八一、二八三、二八五から二八七まで、二八九、二九〇、二九二から三〇 次の図に示す部分に限る。)、二五七から二六〇まで、二六〇の乙、二六一から二七 保安林の所在場所 土砂の流出の防備 大月市賑岡町岩殿字奥岩二八〇・二八四(以上二筆国有

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 三〇四から三〇七まで・三五一の三(以上十四筆について次の図に示す部分に限 〇・二六〇の乙・二六四・二七八・二七九・二八五・二八六・三〇〇・三〇一・ 次の森林については、主伐は、択伐による。 字奥岩二八〇・二八四(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、二六
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

る。)、三〇二、三〇三、三〇三の乙

- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

山梨県告示第二号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎

幸 太 郎

保安林の所在場所 から一五六八まで の一、一四四九の二、字上組一五三八、一五三八の二、字屋敷尻一五六〇、一五六四 韮崎市穂坂町上今井字中組一四三八、一四四七の二、一四四九

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 示す部分に限る。)、字中組一四四九の二、字屋敷尻一五六四、 二・字屋敷尻一五六○・一五六六から一五六八まで(以上九筆について次の図に 字中組一四三八・一四四七の二・一四四九の一・字上組一五三八、一五三八の 一五六五
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

梨県公 報 第三百四十四号 令和五年一月十二日

Щ

指定の目的

Щ

立木の伐採の限度 「次の図」及び 「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 その図面及び関係書類を山梨県庁

及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三号

うに保安林の指定をする予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和五年一月十二日

太

の一、四二一九から四二二二まで、四二二三の一、四二二三の二、四二二四の一、 保安林の所在場所 北杜市白州町横手字大日向四一二九、四一三二の二、四一四一 川

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字大日向四一二九・四一三二の二・四一四一の一・四二一九・四二二〇・四二

二三の一・四二二三の二・四二二四の一・四二二四の二 (以上九筆について次の 図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び 「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

山梨県告示第四号

うに保安林の指定をする予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和五年一月十二日

山梨県知事 崎 太郎

九二八六、九三〇〇、 保安林の所在場所 上野原市秋山字河原畑ケ九二八五の一から九二八五の五まで、 九三〇一、九三〇二の一、九三〇二の三

> 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

に示す部分に限る。) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字河原畑ケ九二八五の一・九二八五の二・九三〇〇(以上三筆について次の図

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 (\Box) 及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁 次のとおりとする。

山梨県告示第五号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和五年一月十二日

山梨県知事 太

保安林の所在場所 中央市大鳥居字前山五七〇九の一、五七〇九の二、五七一〇の

二 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山五七〇九の一・五七〇九の二(以上二筆について次の図に示す部分に限

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁 次のとおりとする。

山梨県告示第六号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

ついて次の図に示す部分に限る。)、二四六四 保安林の所在場所 中央市関原字水上二四六二・二四六三・二四六八 (以上三筆に

- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水上二四六二・二四六三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁

山梨県告示第七号

に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年二月二日まで一般の縦覧 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

令和五年一月十二日

山梨県知事

長

崎

幸 太郎

路線名 割子切石線 道路の種類 県道

三 道路の区域

区間 旧新 の別 敷地の幅員 (メートル 延長 (メートル)

Щ

梨

県

公 報

第三百四十四号

令和五年一月十二日

先まで 地先から 南巨摩郡身延町上田原字櫻田一五一二番地 南巨摩郡身延町上田原字櫻田一五二四番 新 旧 一・九~ 一・九~ 三〇・五 三一・八 八九・〇 八九・〇

山梨県告示第八号

に供する。 所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年二月二日まで一般の縦覧 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

	七一七番二地先まで南巨摩郡身延町常葉字八斗畑三		
	五八八番二地先から		道
	南巨摩郡身延町常葉字八斗畑三	三百号	一般国
(メートル)			種類
延 長	区間	路線名	道路の

山梨県告示第九号

る 設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年二月二日まで一般の縦覧に供す 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和五年一月十二日

線名	
区間	
	山梨県知事
延長	長崎
供用開始の	幸太郎

道路の

路

梨 県 公 報 第三百四十四号 令和五年一月十二日

Щ

	県道	種類
線	河口湖精進	
夕町山二六二一番六地先まで南都留郡富士河口湖町大石字ニタ町二六一六番一地先から	南都留郡富士河口湖町大石字二	
	一六四・五	(メートル)
月十二日	令和五年一	期日

山梨県告示第十号

令和五年一月十二日は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。その関係図書との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名称 富士川水系流川
- 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 字藤見百五十三番一地先まで三河川管理施設の位置。甲府市大津町字鍛冶分百四十三番一地先から甲府市西下条町

管理を行う者の氏名及び住所

- 氏名 甲府市長 樋口雄一
- 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号

五 管理の内容

- 係るものに限る。)、改築、維持又は修繕道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

山梨県告示第十一号

第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備

令和五年一月十二日

土砂災害警戒区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供す

同	同	同	同	同	同	同	同	同	上野原市	大月市	
中 群 の 1	田 和 の 6	田 和 の 5	田 和 の 4	田 和 の 3	原 の 5	原 の 4	原 の 3	飯尾の4	松留3	大島 - 1	域の名称
同	同	同	司	同	同	司	同	同	同	の崩壊地	の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	省略)の図のと	[t
同	同	同	同	同	同	同	同	新規	同	追加	事有項分
									示第七十八号 平成二十一年山梨県告	第二百九十九号	打笑在云

山梨県公
報
第三百四十四号
令和五年一月十二日

大月市

大島 - 1

急傾斜地

次の図のと

追加一平成十九年山梨県告示

同	同	同	同	小菅村	同	司	同	同	同	闰	同	同	同	同	同	同
白沢の5	白沢の4	余沢の5	橋立 の 2	橋 立 の 1	藤尾 – 5	藤尾 - 4	六藤沢の2	飯尾沢の2	飯尾沢の1	初 戸 の 2	初 戸 の 1	藤尾の 5	藤尾 の 4	上 平 の 3	上 平 の 2	上 平 の 1
同	同	同	同	の崩壊地	同	地滑り	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同
同	间	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
间	间	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

	_ =													
市町村名	土砂災害	同	同	丹波山村	同	司	司	同	司	司	司	司	同	
戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	小袖	杉奈久保	奥 秋	前原沢の1	長作沢の1	吉野沢の1	玉川支の1	橋立沢の1	長作の4	小 水 田 の 1	田元の2	田元の 1	
の種類象		同	同	の崩壊を傾斜地	同	同	同	同	土石流	同	同	町	同	
関する事項区域の表示		同	同	闰	同	同	同	同	同	司	同	同	同	
事 指項 定		同	同	同	同	司	同	同	司	司	同	同	同	_
指定告示														

山梨県公報

同	ij	同	同	Ē	司	同	F	ij	同	同	Ī	司	同	F	ij	同	同	同		上野亰市	
藤 尾 の 5	13% 747	藤尾の4	上 平 の 3] 0 2	E P D 2	上 平 の 1	月 郡 の 1	 第 D L	田 和 の 6	田和の 5	F 7	田 和 の 4	田 和 の 3	原 の 5	頁)	原 の 4	原 の 3	飯尾の4	7	公333	
 	ij	同	司	Ē	司	司	Ē	ij	司	同	ľ	司	同	F	ij	司	同	同	ľ	司	の崩壊
F	ij	同	司	Ē	司	同	Ē	ij	同	同	ľ	司	同	F	ij	同	同	同	ľ	司 :	省略)(図面
F	ij	同	同	Ī	司	同	Ē	ī	同	同	Ī	可	同	F	ī	同	同	新規	Ī	司	
																			示第七十八号	平成二十一年山梨県岩	第二百九十九号
审	同	同	j	司	同	Ī	司	同	Ī	ī	同	F] [司		小菅村	同	司	闰	同	同
吉野沢の1	玉川支の1	橋 立 沢 の 1)	長 作 の 4	小永田の1	E 7	日 元 つ 2	田元 の 1	I E	크 건 O	白沢の4		文 2 2 3 3 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	喬立 の 2		橋 立 の 1	六藤沢の2	飯尾沢の2	飯尾沢の1	初 戸 の 2	初 戸 の 1
同	同	土石流		同	同	Ī	ij	同		ī	同	耳] [司	の崩壊	急傾斜地	司	買	土石流	同	同
同	司	同	ı	同	同	Ī	ij	同	<u> </u>	ij	司	—————————————————————————————————————] [司		同	同	同	同	同	同
同	司	同	ı	同	同	Ī	ī	同		ij	同	同] [司		同	同	同	同	同	同

Ш 梨県公報 二 土砂災害特別警戒区域

第三百四十四号

令和五年一月十二日

同	审	丹 波 山 村	间	闻	
小袖	杉奈久保	奥 秋	前原沢の1	長作沢の1	:
同	同	の崩壊地	罝	同	
司	司	可	田	司	
司	同	同	同	同	

山梨県告示第十二号

により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県 第五十七号)第七条第六項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第八項の規定 土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和五年一月十二日

土砂災害警戒区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

上野原市	大月市	市町村名
松留3	大島 - 1	域の名称土砂災害警戒区
同	の崩壊急傾斜地	の種類
同	省略) (図面	区域の表示
同	音	事解原除
示第七十八号平成二十一年山梨県告	第二百九十九号平成十九年山梨県告示	指定告示

上野原市	司	同	同	同	大月市	闰	同	同	都留市	市町村名
松留3	沢上沢 - 1	滝の沢川	大島 - 1	小 柳 1	上畑倉の3	下谷沢2	スラバ沢	・院辺橋Ⅱ ・院辺橋Ⅱ	Ⅱの2・大津Ⅲ	
の崩壊地	同	土石流	同	同	の崩壊地	同	土石流	闰	の崩壊地	の種類
同	同	同	同	同	同	同	同	同	省略) (図面	関する事項区域の表示
音	同	全部	同	同	音队	同	全部	同	音	事 解 項 除
不第七十八号 平成二十一年山梨県告	同	示第七十一号 平成二十三年山梨県告	第二百九十九号平成十九年山梨県告示	示第三百六十六号 平成二十一年山梨県告	示第七十一号 平成二十三年山梨県告	同	示第二十一号 平成二十一年山梨県告	第二百六十七号平成十九年山梨県告示	示第二十一号平成二十一年山梨県告	指定告示

Щ 同 大畑沢 土石流 同 全部 平成二十三年山梨県告

公 告

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ 一般競争入札について

関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量 山梨県本庁舎で使用する電気
- 2 調達をする物品等の仕様等入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 供給期間 令和五年三月一日から令和六年二月二十九日まで
- 供給場所 知事が指定する場所

事務を担当する所属 山梨県総務部資産活用課

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名 資格のない者とみなす。 停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号
- いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- 第二条第六号に規定する暴力団員 てその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第 三号に該当する者を除く。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) (以下「暴力団員」という。) 又は法人であっ
- 認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない

者

示第三百七号

- (五) んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営
- 2 を除く。)でないこと。 ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 3 力」に係る登録を受けている者であること。 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種 (燃料・ 電力) のうち、 電
- 4 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第三号に規定する小売 気事業者であること。

一般競争入札の参加資格の審査

1

- 日」という。)を除く。) 日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休 申請の時期 令和五年一月十二日 (木) から同月十六日 (月) まで (山梨県の休
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇-八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管

Ŧi. 入札手続等

理課(電話〇五五-111111-111九五)

1 契約条項を示す場所

産活用課(電話〇五五-二二三-一三九四) 郵便番号四〇〇-八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部資

- 2 1に掲げる場所において直接交付する。 (県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和五年一月十九日(木)までの日
- 3 の参加資格の確認を受けること。 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- 令和五年二月三日 (金) 午前十時
- 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県議会議事堂地下会議室
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四○○-八五○一山梨県甲府市丸 までに到着するよう送付すること。 の内一丁目六番一号山梨県総務部資産活用課宛に令和五年二月二日(木)午後四時

- 希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約 十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の
- 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないと 山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。
- 四 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難 いとき。
- に違反したとき。 ①から四までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 8 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の
- 六 その他 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 言語 日本語
- 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納 めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免
- 3 除する。 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否
- 7 あった場合は、 長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除が 契約は、地方自治法 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる 当該契約を解除することがある (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の三に基づく

- 8
- 責めを負わないものとする。 なった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなく
- 詳細は、入札説明書による。
- 問合せ先 山梨県総務部資産活用課(電話〇五五-二二三-一三九四

Summary

*

- Government Yamanashi Prefectural Government Building owned by Yamanashi Prefectural Nature and quantity of the services to be procured: Supply of electricity for the
- Date and time for bid submission: 10:00AM February 3, 2023

 ω

- 400-8501 Japan TEL 055-223-1394 Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi Bureau in charge: Asset Utilization Division, General Affairs Department
- あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出が 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

次のとおり

届出者

代表取締役 山本哲也株式会社イトーヨーカ堂	代表者の氏名
東京都千代田区二番町八番地八	住所

届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 株式会社イトーヨーカ堂甲府昭和店
- 変更しようとする事項 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条字松ノ木三千百十四番地

2

Щ

梨県公

報

Щ

変更事項	変更前	変更後
収容台数駐車場の位置及び	収容台数 千四百三十九台位置 届出の図面のとおり	収容台数 九百十一台位置 届出の図面のとおり

3 変更する年月日 令和五年八月二十三日

届出年月日 令和四年十二月二十二日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ŧ. 縦覧期間 この公告の日から令和五年五月十二日まで

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲府市

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

芝原五百三十九番地外 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグ甲府和戸店 山梨県甲府市和戸町字

届出の内容 変更

届出の公告日 令和四年八月二十二 二日

意見の概要 交通安全対策の実施

Ŧī. センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一 階 山梨県県民情報

六 縦覧期間 この公告の日から令和五年二月十三日まで

公共測量の終了

の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によ 第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

り公示する。

令和五年一月十二日

Ш 梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量 (航空レーザ測量地図情報レベル500)
- 測量の地域 山梨市、 甲州市及び北都留郡丹波山村
- 測量の期間 令和四年四月二十六日から令和四年十二月十五日まで

三

公共測量の終了

を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の種類 公共測量(車載写真レーザ測量)

測量の地域 峡南建設事務所身延支所の所管区域全域

測量の期間 令和四年六月十三日から令和四年十二月二十日まで

三

公共測量の終了

り公示する。 の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によ 第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)

一 測量の地域 び富士河口湖町地内 富士吉田市、 都留市、 南都留郡西桂町、 忍野村、 山中湖村、 鳴沢村及

三 測量の期間 令和四年五月十日から令和四年十二月十四日まで

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年一月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

番 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 一の一部及び千九十五番一の一部の区域 南都留郡山中湖村山中字出口道下千九十

梨 県 公 報 第三百四十四号 令和五年一月十二日	八十番地(ファナック株式会社)副社長執行役員(権田与志広)の分割である。

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三百四十四号
 目六番一号	令和五年一月十二日
印刷所供	日日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
1目六番	
	<u></u>